

2020年5月18日
株式会社 山梨中央銀行

山梨県社会保険労務士会との業務連携について

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、山梨県社会保険労務士会（会長 相田 敏夫）と、山梨県の地域経済の活性化に寄与することを目的として、連携協定を締結いたしました。

今回の連携協定により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている当行取引先に対する各種助成金に関するサポートなどの連携支援を実施いたします。当行は、今後もお客様のニーズにお応えできるようサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 協定締結日 2020年5月18日（月）

2. 連携協定の内容

- (1) 山梨県内事業者の健全な事業発展に関すること。
- (2) 山梨県内労働者の福祉の向上に関すること。
- (3) 経済変動時における事業者および労働者の支援に関すること。
- (4) 連携・協働事項における情報の発信に関すること。
- (5) そのほか本協定の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

3. 当面の取組み

本協定に基づき、まずは新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対策として、次の取組みを行う予定です。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労務関係・各種助成金に関する相談
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者さまからのご相談、各種助成金の支援などに際し、両者で連携し、迅速かつ柔軟に対応いたします。
- (2) 会員社会保険労務士の紹介
個別事案に対し、事業者さまのご希望がある場合に、会員社会保険労務士を紹介いたします。

以上